【返還請求人】
【住所又は居所】
【住所又は居所原語表記】
【氏名又は名称】
【氏名又は名称原語表記】

4　代理人によるときは本人の印（本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄並びに印）は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

5　「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

6　「【納付済金額】」の欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料のスイス・フラン表示の額（「スイス・フラン」、「.」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

7　その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、9、11、13及び16から20まで並びに様式第20の備考4、8及び10と同様とする。

（意匠登録令施行規則の一部改正）

第四条　意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「意匠登録原簿」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権（以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。）に係る意匠登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一の二により作成できるものでなければならない。

第三条第一項中「意匠登録原簿」の下に「（国際登録を基礎とした意匠権に係るものを除く。）」を加え、同条第五項中「（昭和三十四年法律第百二十五号）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三条の二　国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿は、登録番号記録部、表示部、関連意匠登録番号記録部、甲区、乙区、丁区及び国際登録事項記録部の別に記録しなければならない。

2　表示部には、国際登録を基礎とした意匠権の表示をするほか、その消滅（存続期間の満了によるものに限る。）及び意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。

3　甲区には、国際登録を基礎とした意匠権の設定、処分の制限及び信託による国際登録を基礎とした意匠権についての変更に関する事項を記録しなければならない。

4　国際登録事項記録部には、国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠法第六十条の六第三項に規定する国際登録簿に登録された事項（国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅（存続期間の満了によるものを除く。）に係るものに限る。）を記録しなければならない。

5　前条第二項、第四項、第七項及び第八項の規定は、国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿の記録に準用する。

（番号の記録等）

第三条の三　国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿に国際登録事項記録部について登録するときは、当該登録事項を記録した順序により、記録番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

第四条第一項中「設定の登録」の下に「（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についてのものを除く。以下この条において同じ。）」を「物品の区分」の下に「（以下「物品の区分」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二　国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録の日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに物品の区分を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2　前条第二項の規定は、国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をする場合に準用する。

第五条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第六条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録を基礎とした意匠権の意匠権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と、同規則第二十八条第二項中「、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と読み替えるものとする。

様式第一の二（第一条の二関係）

意匠登録　第　　号

表示番号（付記）	1　番	表示部			
登録事項	出願（国際登録）年月日		出願番号		
	国際登録番号		意匠番号		
	査定（審決）年月日				
意匠部分	優先権主張	国名			
		出願年月日		件数	
	関連意匠の関係	本意匠の意匠登録番号			
		登録年月日			
意匠に係る物品					
登録年月日					